

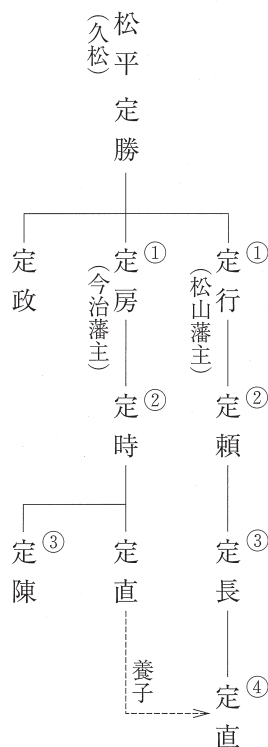
松山地方文化誕生の恩人 松山城第四代藩主

松平 定直

元松山市考古館長
伊予史談会会員

大野 慶一

松平家略系図



一、松平定直の松山藩主継承

松山城の第四代目藩主、松平定直は、江戸の今治藩邸において万治三年（一六六〇）、今治城主松平定時の嫡男として生まれた。松山藩と今治藩はともに幕府より任命された城主で、兄の定行が十五万石の松山城主になり、弟の定房が三万石の今治城主に封ぜられたのである。従って以来、松山・今治両城主は、兄弟の近親関係にあった。

松山の第三代藩主松平定長には嗣子である男子がなく、定直は今

二、松山への初入国

治より延宝二年（一六七四）一月、十五歳で本家に入り、定長の養子となつて、松山藩の三田にある中屋敷に移り養父、定長の命により万之助・定直と名付けられた。定直は、年三十五歳で江戸で逝去し、定直はその遺領十五万石を継承するに至つた。同時に従五位下・淡路守に叙せられた。

定直は延宝四年（一六七六）十歳で元服し、六月に松山へ帰国した。帰国する前年（一六七五）三月、松山には飢饉のために非人

貧民・乞食らが多く、浮浪民化するものが多かった。これを聞き定直はこれら窮民の救済と、無頼の徒の横行を防ぐために、松山郊外の温泉郡小栗村の市場に小屋を造り、彼らを収容した。これが河原非人の初めといわれ、彼らに粥を給し、川普請の人夫役に雇用し、男子には、一日一升二合ずつの米を給した。更に温泉郡石手村でも窮民に粥を振るまつて、救済につとめた。

このような入国入前の十六歳で本国に命令し、社会の安寧をはかる施設をつくつたことは希有のことであり、まことに以て注目し値することである。

尚、お国入りの供船は八十三艘であり、藩船豊寿丸に乗つたと記録されておる。この時の江戸へ松山間の日程はおよそ二十日であった。

定直の治世は四十七年間に亘り松山歴代城主の中で最も長く在位して、実績も多岐にまたがっている。

三、定直の政治

①大坂蔵屋敷法度書の規定

延宝五年一月には十四か条にわたる蔵屋敷に勤務する藩士の心得をはじめ、大坂に逗留する侍の心掛け等についての遵守事項をきめ

ている。更に二月には一般家臣に対しても注意事項十三か条をあげ、事務の手抜かりのないよう戒めている。

②松山城下の地図の作成

奉行の高内親昌に命じ、城下町の地図を作成させ、防火責任者を任命した。また東野に建てられた別荘・庭園が二十年を経過しており、その修築になれば莫大な財源が必要であることから取り払いを執行させた。

③定免制の復活と土地割換制度

財政の補強工作に当り高内親昌に命じて、検見取りを廃して定免制に復帰する方針を立てた。特に、農民の負担の均衡と生産意欲の向上とに意を用い、農村に地坪（地割）制度を断行して人心の安定と、農産物の増収を図つた。地坪制度については土地の肥瘠、耕作上の位置の便否、水掛かりの良否とを参酌して、公平に分配された土地を新たに所有することとした。

親昌は定免制実施に伴う利点をあげるとともに検見法の欠陥を列挙して農民側の有利な点を述べ、増産のための農民の覚悟を促した。

これらは親昌をしてやらせた地坪制実施の成果として、「却睡草」に載せられ「奉行高内又七郡方を

預りし節、三万九千七百六十俵増で惣納高三十万二千五百二十俵余也」と記述されている。

④道後温泉入浴規定

延宝八年六月には道後温泉に関する入浴規定を布達した。それによると、一之湯は武士、二之湯は女子、三之湯は雑人に分けられ、さらに七か条の規定があり、喧嘩口論の禁止、他地域からの入湯者は確実な手形所持者に限ること、無証の者は入湯させない、悪質の

皮膚病患者には入浴禁止等が定められていた。尚、当時の記録によれば、入浴料金は一人銀三分である旨が書かれている。

これは、定行が寛永十五年（一六三八）に定めた入湯規定を一層明確にしたものであって、大差はない。年月を経て乱れを正したものと評価したい。

⑤波止浜塩田の開発

定直の事績のなかで、もっとも注目されるのは、野間郡波止浜を中心として塩田が開発されたことである。この



松平定直小町図画替

地方は来島の南方にあって遠浅の大湾が広がり箱潟と称せられていた。周囲は十二キロもあり干潟であって塩田には最適の場所であった。同郡波方村の浦手役、長谷部九兵衛義秀はここに注目して塩田を開発しようと考へ、延宝九年郡奉行の園田藤大夫成連にその旨を請願し、塩田

開発にのり出した。定直はこの企画が有利であることに着目し、天和二年（一六八二）長谷部を先進地の安芸国竹原に派遣した。長谷部はこの地で食塩の製造工程を会得して帰国した。定直は園田に塩田開発のすべてを任せ、近郷より人夫を徴発し本格的な製塩をはじめた。

⑥堀田事件・越後騒動の処置

延宝五年八月の堀田事件、延宝七年から延宝九年に亘る越後騒動において幕命によりその後始末を命ぜられたが、その措置まことに適切であり、親藩としての面目を施した。

その他、跡式相続の規定を定めたり、三之丸藩主邸の造営や、領国の巡回で島嶼部にも足を伸ばしている。また元禄十四年には八十歳以上の高齢者の調査をし、八十〜九十歳で男二百八十八人、女二百七十人、合計五百五十八人と調べ幕府に報告している。このような高齢者調査をやり、それに応じて対策を考えたことはすばらしい。

⑦赤穂浪士の預かり

元禄十五年（一七〇二）二月の大石良雄ら四十七人の赤穂藩浪士による吉良家への刃傷事件で、浪士たちは、松山藩、熊本藩、長州藩、岡崎藩の四藩の藩邸へ預けられた。

そのうち松山藩邸では、かつての部屋住みの大石主税・馬廻組の堀部安兵衛・代官の木村岡右衛門・膳番の大高源五など十名の浪士を預かった。

松山藩では翌十六年二月、幕命により三田の中屋敷で自刃するまで同情の念を持って厚遇した。この間の浪士の動静は、定直の筆で「吉良・浅野一条聞書」と藩士の波賀朝榮によつて「波賀朝榮聞書」等に詳細に記述されている。これらは、赤穂事件の重要な資料として、江戸城における刃傷事件から仇討ちに至るまでの経過を定直自身が赤穂浪士十人について直接聞き、筆録したものと注目されている。

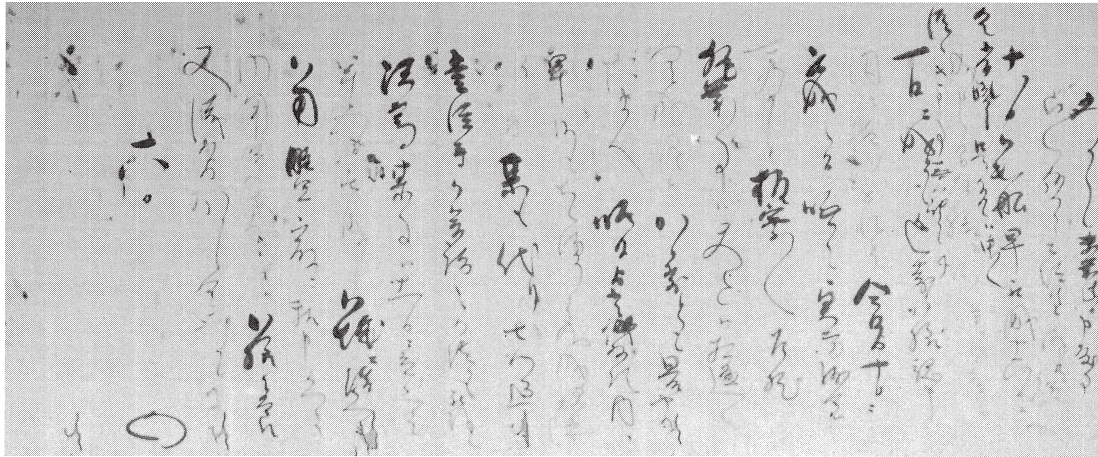
四、地方文化への配慮

①千秋寺の創建

定直の地方文化への大きな働きの一つとしては仏教の保護、育成をしたことである。貞亨四年（一六八七）城下の山越に黄檗宗の千秋寺を建立した。この寺の開山は即非（一六一六〜一六七二）であり、我が国にはじめて黄檗宗を伝えた隠元（宇治に万福寺を建立した）の高弟の一人で、その即非の高弟千景（せんがい）が千秋寺の第一世となり、定直の求めに応じて、寺運の隆盛に貢献した。定直は千秋寺に

松山地方文化誕生の恩人・松山城第四代藩主

Sadanao Matsudaira



松平定直書状

五十石を寄進してその発展を後援した。千秋寺は「松山に過ぎたるもの」といわれる宏大な規模を持ち、二世別峯、三世大休ともに篤

学の僧として松山地方文化の普及に尽力した。

② 俳諧の発展

定直の治世時期は松山を中心とする地方文化の勃興期でもあった。

定直は壮年の頃から俳諧を好み榎本其角の教えをうけていた。芭蕉が諸国行脚に出ているので高弟の其角につくことになった。彼は三嘯・橘山・日新堂と号し、其角のほかに服部嵐雪らを藩邸に招き藩士・軽輩とともに句作にふけた。参勤交代で定直自身、江戸と松山を往復したので江戸の空気を松山へ、松山地方の斬新な気風を江戸へ注入する大きな働きをなした。藩士の中にも、久松肅山・青池彫棠らのすぐれた俳人が出現し、江戸風の俳風が松山にも伝播した。

③ 儒学の勃興

定直は、貞亨二年（二六八五）に南学の大家、大高坂芝山を松山へ迎え、儒学の普及に力を尽くした。芝山は土佐の人であり、姉の夫、谷一斉に南学を学び、南学の正系を継承した儒者であった。

また、朱子学から出た崎門学、すなわち山崎闇斎の学問を松山に伝えた。正徳五年（一七一五）には大月履齋を松山に招き藩士の教育にあたる。彼はとくに経済論にす

ぐれた論述を展開し、福祉社会の出現を論じた。

この清新な学風により、松田通居、小倉正信らのすぐれた学者を輩出するに至った。

④ 国学の隆盛

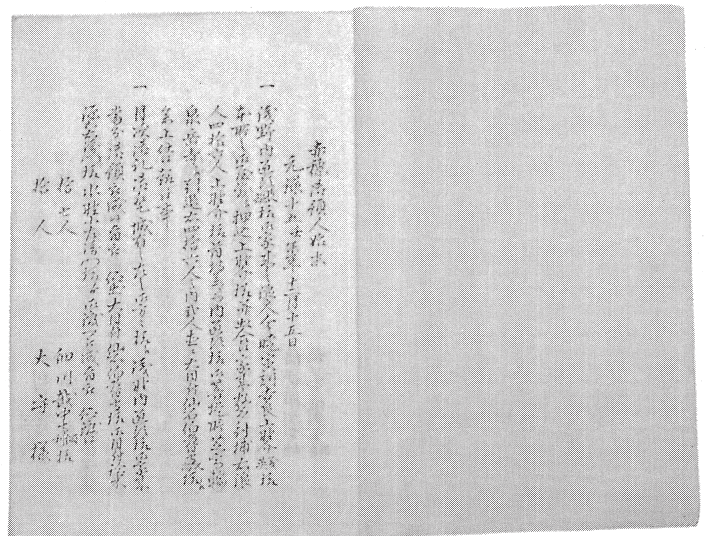
定直はこれより先、貞亨四年（一六八七）に京都から大山為起を招き、松山の味酒神社の社主に任じた。為起は、後世の国学の四大人の一人荷田春満の師となった人である。彼は松山に二十五年もの長い間、山崎学及び垂加流神道を鼓吹して寺院から神社を独立させ、地方の学界に一新生面を切り開いた。

このように定直の在任時期は松山を中心とする地方文化の勃興期に当たり、あらゆる方面にめざましい発展が見られた。藩主定直自身の率先学問を愛好したことが、仏教・儒学・国学・俳諧等を盛んにした原動力であった。

⑤ 定直の逝去

定直にはこのほか、数々の事績があり、治封四十七年の長きに及び六十一才で以て逝去した。

定直は家督を嫡子定英に譲り、二男定章に松山新田藩として一万



赤穂御預人始末（久松定武氏蔵）

石を分治するに至った。このように兄弟に対しても細かい配慮をする定直であった。諡名は「大竜院殿前従四位拾遺兼隠州刺史歆誉喜広聞証大居士」とされ、江戸の濟海寺で火葬に付せられ、遺骨は松山大林寺に納められた。

〈参考文献〉

- 一、伊子の歴史(下) 景浦 勉
- 二、松山の歴史 松山市
- 三、四国大名歴史総巻 NHK編
- 四、藩史大事典第六巻 雄山閣
- 五、三百藩主人名辞典

新人物往来社